

令和7年度

第67回埼玉県景観審議会

令和8年2月10日（火）

午後 2時03分 開会

○事務局 皆様、こんにちは。これから、第67回埼玉県景観審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます都市計画課の副課長の小森と申します。よろしく申し上げます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。

埼玉県景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議を開くには委員の過半数の出席が必要となっております。本日10名の御出席をいただいております。既定の定足数に達しているため、本審議会は成立となります。

今回はウェブ開催とさせていただいておりますので、事前にメールにてお送りした資料を御準備ください。

次に、本日の資料を確認させていただきます。事前にメールでお送りした資料が次第、出席者名簿、資料1-1 専門家アドバイス及び公共事業景観形成専門部会の概要について、資料1-2 埼玉県公共事業景観形成指針専門家アドバイス（案）【基本設計段階】でございます。よろしいでしょうか。

もし不足があるようでしたら、恐れ入りますが、画面の共有機能で資料を映して説明いたしますので、画面を御覧いただきたいと思っております。

それでは議事に入る前に、都市計画課長の石川から御挨拶申し上げますところですが、大変恐縮ですが、本日公務の都合により急遽出席できなくなりましたので、私のほうから代読させていただきます。

本日はお忙しい中、第67回埼玉県景観審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

さて、本日は、埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて御審議をいただく予定でございます。具体的には、前回の審議会で御報告させていただいたとおり、（仮称）綾瀬川橋詳細設計業務委託の基本設計段階における専門家アドバイス（案）の内容について御意見をいただくものです。

昨年の10月30日に開催されました公共事業景観形成専門部会で、鈴木部会長、二井委員、神山委員、佐々木委員、依田委員に現場を視察いただき、専門的な知見からいただいたアドバイスを基に案を作成いただきました。この後の詳細設計に向け、事業予定地周辺の自然環境や景観、住民の利用状況などを踏まえて、貴重なアドバイスをいただくことができました。そして、このアドバイスの内容につきましては、御審議いただいた

後、事業を実施する公共事業施行者、つまりさいたま県土整備事務所に共有されまして、本事業における景観形成の基礎となります。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野、お立場から忌憚のない御意見を賜りたくお願い申し上げます。また、埼玉県景観形成を推進するため、委員の皆様には引き続き景観行政への御指導、御支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

以上でございます。

本日はT e a m s での開催としておりますが、会議録作成のために録音いたしますので御了承ください。

なお、基本はビデオオン、マイクオフ状態にしていただき、発言の際は手を挙げていただくか、T e a m s の画面上部の挙手ボタンを使用してください。事務局または議長が指名しましたら、マイクのミュートを解除し、発言をお願いします。また、発言後は同様にマイクのマークをクリックしていただいてミュートにして、音声が入らないようにお願いいたします。

それでは、これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項の規定によりまして、二井会長に議長として議事の進行をお願いいたします。それではよろしく申し上げます。

○二井会長 皆様、こんにちは。二井と申します。よろしく申し上げます。

今日はオンラインということですが、いつものように活発な御議論をいただければと思います。

それでは、まず、議事を進める前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づきまして、本日の議事録に署名をいただく委員を指名させていただきます。

今回は鈴木副会長と岩崎委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○鈴木副会長 鈴木です。承知しました。

○岩崎委員 岩崎も承知いたしました。

○二井会長 ありがとうございます。

次に、本審議会は、埼玉県審議会規則第8条に基づきまして、審議会の会議は公開する、ただし出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときには公開しないことができるとなっております。

私といたしましては、本日は非公開にすべき内容はないと思っております。委員の皆様で本日の審議会を公開することについて反対の方、いらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○二井会長 特にいらっしゃらないということですので、それでは、本日の審議会は公開とさせていただきます。

本日傍聴希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 事務局です。いいえ、傍聴の方はおりません。

○二井会長 分かりました。それでは、いらっしゃらないということですので、そのまま次第に従って議事を進めていきたいと思えます。

まず、議題「埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて」、公共事業景観形成専門部会の部会長である鈴木副会長から御説明をお願いいたします。

○鈴木副会長 鈴木でございます。聞こえておりますか。

本日、専門家アドバイス案は、(仮称)綾瀬川橋詳細設計業務委託の基本設計段階のアドバイスが1件となっております。

アドバイス案を説明する前に、専門家アドバイス制度及び令和7年度公共事業景観形成専門部会の概要について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、令和7年度の専門家アドバイスの内容等について御説明いたします。

資料1-1、専門家アドバイス及び公共事業景観形成専門部会の概要についての1ページ目を御覧ください。

1、専門家アドバイスの位置づけについてです。

本県は、埼玉県公共事業景観形成指針を策定しています。本指針は、県が行う公共事業における景観形成の基本となる事項及び運用に関する事項を定めることにより、県土の良好な景観形成に寄与することを目的としています。専門家アドバイスは、この指針に基づく運用システムの一つとなっております。また、今年度は、こちらの(1)の基本設計段階のアドバイスをいただいております。

2、専門家アドバイスの取扱いについてです。

御検討いただいたアドバイスは、実施設計に反映させることを義務づけるものではないということ、また、アドバイスを受けた事業を例として、一般職員が「配慮すべき事項」や「景観上の工夫の仕方」等に気づく機会を与えることを主眼としております。

2ページ目を御覧ください。

3、公共事業景観形成専門部会についてです。

景観審議会では、埼玉県の公共事業に対し、景観の専門家としてアドバイスをいただ

く公共事業景観形成専門部会を設置しています。専門家アドバイスの調査審議は、この専門部会が担うこととなっています。昨年8月に開催しました第66回埼玉県景観審議会、鈴木委員を部会長とし、押田委員、神山委員、二井委員、佐々木委員、依田委員、江崎委員の7名に専門部会委員を務めていただくこととなりました。

4、専門家アドバイスの流れについてです。

昨年10月30日に専門部会を開催し、鈴木部会長をはじめとした5名の委員に御出席いただき、草加市の綾瀬川橋梁予定地を対象に現地視察と審議を行いました。その後、事務局にて素案を作成し、当日審議いただいた内容を踏まえましてアドバイス案を作成しました。本日の審議会においてアドバイス案を報告し、御審議いただいた上でアドバイスを決定、今月中旬を目途に、今回の公共事業を担当したさいたま県土整備事務所にアドバイスするとともに、県ホームページに公開する予定です。

3ページ目を御覧ください。

5、対象事業の概要についてです。

本事業は、県土整備部さいたま県土整備事務所の橋梁の設計業務です。本事業の対象地は、都市計画道路南浦和越谷線【綾瀬川工区】で、川口市、越谷市、草加市の市境になります。

事業の状況としましては、令和5年度から令和6年度にかけて予備設計を行いまして、令和8年度以降に詳細設計業務を行う予定です。今回のアドバイスは、詳細設計を行う前にアドバイスをいただく基本設計段階のアドバイスとなっています。

4ページ目を御覧ください。

事業区間の周辺の状況について御説明します。

平面図の赤色で示している部分が橋梁の対象区間で、橋長98.9m、幅員22mで都市計画決定しています。また、平面図に緑色で示している部分になりますが、草加市を中心に環境保護施設として活用している綾瀬川バードサンクチュアリがございます。さらに遊歩道が整備されており、散策される方も多く見られる場所となっております。

5ページ目を御覧ください。

本事業の設計上の制約について御説明します。

1点目、都市計画決定されている事業のため、幅員の変更はできません。2点目、橋梁形式は、2径間連続鋼床板箱桁橋を予定しています。3点目、上部工については耐候性鋼材を使用する予定で、色彩の自由度はありません。4点目、綾瀬川バードサンクチュ

チュアリは、移設する方向で関係者と協議をしながら検討しているところです。なお、こちらの移設については草加市が行うこととなります。

次に、事業所から求められているアドバイスいただきたい点について御説明します。

1点目、利用者が多い綾瀬川堤防上の遊歩道を視点場として、良好な景観を創出したい。2点目に、バードサンクチュアリを移設した場合の跡地活用について、景観面からアドバイスをいただきたい。3点目、草加市と越谷市の市境に位置するため、両市民から親しまれるものとしてほしい。4点目、インフラの維持管理費が増大し財政を圧迫している現状を踏まえ、整備コスト・維持管理コストが抑えられる設計としてほしい。以上4点、アドバイスいただきたい点としてございます。

最後に、6ページに参考として予備設計時の橋梁一般図を掲載しています。

以上を踏まえ、専門部会でまとめた基本設計段階アドバイス案が資料1-2となっております。

事業概要の説明は以上になります。

○鈴木副会長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから、今回専門部会で作成したアドバイス案を御説明申し上げたいと思います。最初に一通り私のほうから御説明しまして、その後、各委員の皆様から足りない点などを補っていただけたら幸いと存じます。

まずアドバイスの趣旨ですが、こちらにございますとおり、事業予定地にはビオトープを含む綾瀬川バードサンクチュアリがあり、良好な自然環境と景観を有しております。また、堤防上には遊歩道が整備されており、散歩をする人も多く見られます。そのことから、水辺の自然環境と調和する整備、デザインが望ましいと考えます。

内容としては、大きく分けて、遊歩道を視点場とした良好な景観創出に関するアドバイスと、もう一つ、周辺環境に関するアドバイスがあります。

まず、こちらの遊歩道を視点場とした良好な自然環境ですけれども、まず、橋梁そのもののデザインについて何点かございます。

まず1点目は、水辺の自然環境と調和するデザインを検討するという事です。これは前回の会議でも話題になったかと思いますが、張り出し部の端部につきまして、面取りを行うと圧迫感が軽減されスリムな印象を与えられます。面取りというのは尖っている部分を斜めに角をとるということですが、これによって柔らかく、スリムな印象を与えることができるので、図に示されている案のように面取りをするということなんです。

それから次に、橋脚の圧迫感を軽減するため、張り出しを大きくして、橋脚の幅を小さくできないか検討するということがございました。

それから次に、張り出し部の端部についてですけれども、今回の橋梁では耐候性鋼材とコンクリートという2つの異なる素材が面で揃うことになります。この接合部のデザインを工夫すると良いということがございました。

例えば図2のように、異素材の水平位置をずらし、異なる素材を切り替えることできれいに見えると。同じ面で揃えるのではなく、水平位置をずらす、そういったことも工夫の1つとして検討の余地があるのではないかとということであります。

それから次に、地覆を桁の端部までではなく、橋台の翼壁まで一連で整備することで軽快で連続性を感じられるデザインとなるということです。この地覆とか橋台とか翼壁というのは何を指しているのかということを確認までに見ていただきたいと思います。地覆というのは橋の高欄を支える部分のことで、橋台というのは、写真左側のコンクリート構造物全体のことで、翼壁というのは、橋台の横のコンクリート壁の部分となっております。例として写真を画面共有しますが、こちらは建設中のものとなっております、これ全体が橋台で翼壁というのは、この部分を指すということがございます。

図3に地覆を橋台の翼壁まで整備した例とありますが、地覆がずっとつながっていることで、高欄も橋台の端まで行けるということで、ここでぶちっと終わるのではなくて、連続的なデザインにできるということですね。翼壁というのはこの部分になると思いますが、このように、すっきりとしたデザインにするということも工夫いただきたいということです。

それから、添架物やその附属物について、できるだけ見えないように配慮すると引き立つということで、排水関係とか様々な添架物があると思うのですが、なるべく見えないようにしていただきたいと。

それから、街灯などの道路附属物については、橋梁と調和する色彩にするとよいということで、ここに例示されているような色彩に配慮した附属物にしていただくことによって、橋本体そのものと、附属物が調和するようになっていただけるとよろしいということです。以上が水辺の自然環境に調和するデザインについてでございます。

それから、もう一つの、周辺環境に関するアドバイスですが、まず水辺の自然環境を生かした遊歩道の代替ルートを検討するということが、冒頭もありましたように、多くの方がお散歩をされるようなところですので、代替ルートについて、橋梁の下を通るな

ど、連続性や河川へのアクセス性を意識して検討いただくとよろしいということです。

それから次に、周辺環境の向上につながる整備を検討するという事で、取付け護岸を整備、施工する際には、人間が快適に感じるサイズやスケールの自然石やコンクリート表面のブラスト処理を採用することによって、周辺の環境になじみやすい景観の創出が望ましいということです。こちら、図面がちょっと小さくて見えにくいですが、護岸のところに10cm角のピンコロ石を使用した例ですとか、それから、ブラストというのは、またこれも確認までですが、細かい粒子を強い勢いで吹きつけて表面を研磨する、なだらかにするという事で、この絵は鉄粉とありますが、それに限らず、細かい粒子を吹きつけて表面を加工するという事です。

それから、現在あるバードサンクチュアリを移設した場合は、周辺環境に配慮するとともに、その跡地を利用して法面の勾配を緩くし、遊歩道へ行きやすくする。あるいは遊歩道と一体的に活用できる休憩施設を設けるなど、周辺環境の向上につながる活用を検討いただくとよろしいということです。

それから、次は参考意見ということになりますが、まず街灯の配置や植栽のデザインに配慮し、夜間の安全性についても配慮できるとよろしい。それから、水辺にアクセスできるような整備をするのであれば、河川、環境など部門横断的に、水質や生態系に配慮した維持管理や整備も併せて行えるよう努力いただきたい。それから、これは最後ですが、住宅地に近接するため、周辺住民に定期的に情報提供し、意見を十分に取り入れながら事業を進めることが望ましいということで、これは、前回の見学のときにも住民の方がちょっと心配そうに見ていたということがありましたが、橋梁の整備までにまだ長い時間もかかりますので、定期的に住民の方にも情報提供をいただき、意見を聞く機会を設けながら、住民の方にも納得して喜んでいただけるような整備が望ましいということでございます。

私のほうからは一旦以上です。ありがとうございました。

○二井会長 ありがとうございました。大変、鈴木部会長から丁寧に説明いただきましたけれども、今の綾瀬川橋梁詳細設計業務委託の埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、何か御質問、あるいは当日御参加いただいた委員の先生から、もし補足等ありましたらお願いしたいと思います。

事務局、手が挙がっていますけれども。お願いします。

○事務局 冒頭に御報告をさせていただきましたが、今回御欠席の委員3名に対しまして、

事前に事務局で議事内容を説明し、御意見等を伺っていますので、そちらを御報告いたします。

町田委員から4点御意見をいただいております。アドバイスの項目や内容については御異論はないと伺っておりまして、本アドバイスの資料を県ホームページ上で公開するという観点からいただいている御意見となっております。1点目として、資料1-2の写真の解像度が粗いため、ホームページを公開する際は解像度を上げる工夫をしてほしい。2点目に、図2の写真において、橋梁のどの部分が異素材で、切替えの工夫がされている箇所がどこを指しているのか分かりにくい。3点目に、図2の異素材の接合部の工夫に対し、図3では、今回翼壁のコンクリートと上部工の鋼材とで異素材となりますが、そのことについてもアドバイスがあるとよい。4点目に、色見本については、閲覧環境やデータ変換の過程で色の見え方が変わってしまい、誤解を招く可能性があるため、色見本を確認するか削除してはどうか。

また、押田委員、杉山委員からは、アドバイスの内容についての御意見はございませんでした。

事務局からの報告は以上となります。

○二井会長 ありがとうございます。まず、今4点ありましたけれども、1つ目は、写真の解像度を上げるというのはお答えをいただくということによろしいですか。

○事務局 そちらについては事務局で対応いたします。

○二井会長 分かりました。

今手を挙げていただいているのでいうと、まず田口委員、お願いできますでしょうか。

○田口委員 田口です。御説明ありがとうございます。私のほうからは1点、これは事務局への御質問ということかもしれませんが、1点お尋ねさせていただきます。

今回、この橋の整備事業は県の整備事務所の御担当ということですが、景観という点では、地元の草加市でありますとか越谷市とも密接に関係してくるのではないかと思います。草加市や越谷市の景観担当部署などとの連携なり協力という面では、何か行っていることはあるのでしょうか。その点について教えていただければと思います。

○二井会長 田口委員、ありがとうございます。

それでは事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局 現時点では特に申し上げられないことがないですけれども、大きな構造物になりますので、県土整備事務所が整備する際には、地元の市町村さんともよく意見交換しな

がらやらせていただくことになろうかと思っておりますので、その過程の中で御意見を伺ってまいりたいと思っております。

○二井会長 ありがとうございます。

ちなみに、すみません。ちょっと私も今把握していなくて大変申し訳ないですけども、両側の市町村は、景観計画を自らお作りになって運用されている市町村でしょうか。例えば、そういうものの場合に、その景観計画の中で重要なエリアだよという位置づけがされていたりですとか、あるいは、橋梁の場合は特に協議の対象にしているような場合もあるかなと思っておりますので、両方の市が景観行政団体になっているようでしたら、そちらの景観計画の中身も御確認いただくのがいいかなと思っております。

○事務局 分かりました。確認をさせていただきます。

○二井会長 田口委員、ありがとうございます。大変重要な御指摘かなと思っております。

○田口委員 ありがとうございます。

○二井会長 先ほど手を挙げていただいた江崎委員もお願いできますか。

○江崎委員 江崎です。10月の現地視察の際に、皆さんと一緒に現場に伺えなくてすみませんでした。その後一人で現地へ行きまして、土手の上を歩いてみたり、下りてみたり、川辺をうろうろしたりとか、ちょっと見てまいりまして、今回のアドバイス案というのも見せて、結論から言うとすごく共感することばかりで、特に異論はありません。

感想みたいになってしまうのですが、土手の上を歩いていて、やっぱり皆さんおっしゃっているように、木曜日の午後3時ぐらいだったのですが、地元の方が一人二人と絶えず歩いているような形でしたし、地元の方に親しみを持たれている場所なのだなと思えました。

ただ、土手を下り、その土手自体も、私は地図にある南側の団地のほうを5、600m歩いて行って見たりしまして、そちらのほうはきれいな桜並木になっていて、それがこんな形で土手側にも張り出していて、人がベンチに座ってお話していたり、すごくいい雰囲気だなと思えました。遊歩道がずっとあるなかで、橋で途切れてしまうのは、すごく惜しいなとも思いましたけれども、迂回して下に下りるという提案もなされています。ちょっと一つ質問なのが、この規模で、橋もなるべくコンパクトに小さく造ったほうが景観上もコスト上もいいのかなと思う中で、その橋の下はどれくらいの有効高が実際取れるのか。図面から読み取れなかったもので、後で教えていただけたらと思っております。つなげて迂回できないとしても、何らかやっぱり橋ができることで近寄り難くなったという

よりは、むしろ橋ができたことですごく川辺に親しみがあって、より行きやすくなったというきっかけになるといいと思います。

鈴木副会長がおっしゃっていたように、今、他県でも川街並みというか、川辺空間を魅力的にするという実績が増えてきている中で、やっぱり海がない埼玉県では「川辺にすごくいいところがいっぱいあるよ」という、アイデンティティーや、地元への愛着が大事だと思います。そんな中、今回そもそも土手に入りにくいと感じました。団地のほうへ歩いていっても、ほとんどフェンスで、少しフェンスが途切れて扉が開いている箇所はあるけれども、あまりウェルカムな感じでもない。土手に入っても、土手も下りづらい。でも、下りてみるとカルガモの親子が泳いでいたり、鳥が鳴いていたり、飛んでいたり、すごく自然の学習にいいところだなと思いました。危険性を加味した洪水のバッファゾーンとかあるのでしょうけれども、下りていい場所と、駄目な場所、その辺りをきちんと整理していただいて、これは橋梁というより河川計画になってしまうかもしれないのですけれども、今度橋ができることによって、例えば橋の両側に下りていけるようなアプローチを一緒に整備するとか、本当は枕木みたいな簡単なものでもいいのかもしれないのですけれども、ちょっと足場が悪いような、ぬかるんでいるようなところでも、安心してお子さんとかお年寄りが下りていけるような場所を造ったりすると、橋と絡めていい水辺空間のきっかけが一つできるといいのかなと思いました。以上です。

○二井会長 ありがとうございます。

当日視察、私も参加したのですけれども、皆さん感じていらっしゃいましたが、非常にゆったりした時間が流れる、割といい場所になっていました。そこに車がかなり通るのであろう橋がかかるということで、そのまま土手の上を歩いて通り抜けられなくなるということですが、何度か地元の方が、散歩でも使われている姿を私達も拝見しましたので、そこが維持されるといいなと思います。先ほど鈴木副会長から御説明ありました2の(1)ですけれども、そのまま土手の上に横断歩道ができなくて、大分ずれた位置まで戻らないと渡れない、ということなので、橋の下を一旦通って、また土手の上に上がれるような、川側に少し下りるような道ができたらいいなというような話をしておりました。

今、江崎委員がおっしゃられたように、やっぱり整備したことで、地元の方にとって橋がかかってむしろ色々よくなったねと思ってもらうのが、すごく大事なことだと思いますので、そういうようなことも併せて県土整備事務所のほうにお伝えいただくといい

のかなと思っております。

先ほど最初のほうで御質問があった、橋がかかった後の、下りたところの桁下の空間の高さというのは、事務局で今確認することってできますか。

○事務局 ちょっと今、詳細の数字がお答えできないです。

○二井会長 なるほど、分かりました。

○事務局 下を通れるような形で今協議をしていますので、人が通れるような高さは確保されているかと思います。

○二井会長 分かりました。今の土手よりも桁の下の部分が、そこのラインと同じぐらいにはなるとおっしゃるので、一旦下の平らな部分と土手の高低差部分は空いていると思うんですね。なので、2 mとか3 mぐらい空いているのかなという感じがしております。なので十分通ることはできるかな。

○江崎委員 すみません、ちょっと一言追加で。

下の空間について、今伺ったように土手レベルだと迂回しないと道路を横断できないということであれば、やはり下に下りて回れるのが良いと思えました。下に下りられないなと思っていたので、何か下に下りられるきっかけがあるといいなという中で、これはもうアイデアレベルの話になりますが、今回の設計においては、ツースパンで橋脚が川の真ん中に配置されることになると思います。この柱を利用して、足場を造って、言うは易しで実際計画するのは大変なんだと思いますが、川の向こう側に渡れると楽しいなと思います。せっかく大きな躯体が来るので、何かそこをきっかけに両側に渡れるような、洪水のときは水に沈んでしまうけれども、平時は渡れるような、そういった仕掛けができると楽しいなと思えました。

すみません。余計なことですけれども以上です。

○二井会長 いいえ、ありがとうございます。いわゆる潜り橋とか沈下橋と言われるようなやつだと思えますけれども、ちょっと今回のアドバイスの中では組み込みきれないかもしれませんが、埼玉県は川づくりに、実は結構一生懸命取り組んできている県だと思いますので、これからも、今いただいたようなアイデアも含めて考えてもらえるといいのかなと思います。ありがとうございます。

ほかに何か御意見、あるいは鈴木副会長のほうから何か補足はありますか。

○鈴木副会長 私のほうからは特にございませんので、皆様方からの御意見を伺ってと思います。

○二井会長 他はいかがでしょうか。

○事務局 二井先生、私からちょっと1つ補足なんですけれども、田口委員からいただいた景観計画のお話なのでなんですけれども、昨年度、こちらの専門部会でチェックシートを作っていたきまして、そちらのチェック項目のほうにきちんとそういうことを確認するようにというチェック項目があります。来年度以降、詳細設計を実施しますので、その際に確認をするようにしたいと思います。

以上です。

○二井会長 分かりました。ぜひよろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、幾つか御質問をいただきましたけれども、アドバイス案としては、こちらの内容に大きく変わるような御意見はなかったと思いますので、伝えるときに、県、両側の市の景観計画を確認していただいて、もしその市町村が景観行政団体として景観計画をお持ちのようであれば、そちらの内容も御確認いただくとか、進め方に関する田口委員からいただいた話ですとか、あるいはこの周辺環境に関するアドバイスとして、やっぱり川が、橋ができたことで水辺の魅力が高まるような、そういうことに十分配慮してほしいというようなことを、お渡しする際にも口頭でもお伝えいただくというような形でよろしいでしょうか。そのような形で、このアドバイス案を県土整備事務所に出していただくということで異議のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

○事務局 事務局からですけれども、町田委員からいただいた2点目以降の対応について、御意見をいただければなと思っております。

まず1点目は写真解像度のお話なので、こちらは事務局のほうで対応させていただきます。

2点目ですが、写真の図2ですが、切替えの工夫がされている箇所がどこを指しているのか分かりにくいというようなところがございますが、事務局といたしましては、上部工と地覆の水平位置をずらし切り替えている例というような形で、少しタイトルを変えさせていただこうかなと思っておりますが、委員の皆様、もしよりよい修正対応、御意見があれば伺いたいと思います。

あともう1点、色見本についても、どうするべきか委員の御意見を伺えれば助かります。

○二井会長 分かりました。ありがとうございます。

図2が今あまり大きくなり、どこの場所なのかが分かりにくいので、「異素材の水平位置をずらし」というところを、上部工と地覆の水平位置をずらしというふうな書換えにしようかなという案と、それから、色見本を確認してはどうかということについて、何か委員の皆様から御意見等あれば伺いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それでは、依田委員、お願いします。

○依田委員 事務局のほうから、最後の町田委員の意見をもう一度教えていただけますでしょうか。

○二井会長 事務局、もう一度御説明いただいてもよろしいですか。今、下側に載っている、景観に配慮する基本的な色彩のマンセル値というのは載っているけれども、実際の色見本を確認したほうがいいみたいな説明なのかなと。

○依田委員 色見本とか、現地で確認するとか、そういうことをおっしゃっていたような気がするんですけれども、もう一回、町田委員の意見を確認したいので、お願いできますでしょうか。

○事務局 現地で確認するというわけではなくて、このアドバイス案をホームページ上で公開をしますので、その際に、ここに書いているマンセル値と同じ色味として捉えられるかどうかというところを心配されておまして、見る環境であったり、あと印刷した場合の印刷の調子、印刷機の相性とかにもよって色味が変わってしまうのではないかなというような御意見をいただいております。

○事務局 今、資料の1-2というところの左下に、数値と併せて一番右のところの色見本がありますが、これが、例えばPDFにした場合だと、発色が要は実際の色見本と合っただけだったり、またウェブの画面上でも、モニターメーカーなのか、解像度なのかということによって見え方が変わってくるので、ホームページ上で県民の方が見たときに、見本の色と違う見え方になってしまうので、そこは誤解を招かないような形で、この右側の例示の部分だけは取ってしまっただけの数値だけの表記をするのか、これはあくまでも参考であるというような説明を少し加えるのかという、どちらかのような対応をされてはどうかというような御意見かと思えます。

○依田委員 分かりました。そうしますと、今こちらにPDFのほうで載せている色見本は、どうやって作られたものなんでしょうか。何か、例えば景観に配慮したガイドラインを切り取って貼りつけられたものか、御自分でマンセル値から色を入れているのか。

○事務局—チェックシートの参考資料から持ってきているのですが、大本のデータについ

ては、少し確認をさせていただければと思います。

○依田委員 とにかく一応マンセル値が書いてあるので、数値としてはどういったものかというのは確認できるので、注意書きとして、こちらは見る媒体によって色が多少異なりますので、実際の色は日本塗料工業会の色見本帳で確認してくださいとかいう、何らか注意書きを一言入れておくといいかなと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○二井会長 ありがとうございます。それでは、ちょっと簡単な注意書きを、印刷する媒体によって色味が変わる可能性があるのではというようなことを入れていただければなと思います。

図2についても何かございますでしょうか。

もし言葉だけで分かりにくいようであれば、少し写真を拡大するとか、そういうやり方もあるかなというふうに思いましたけれども、江崎委員、もう一回手を挙げていただいていますか。お願いします。

○江崎委員 度々すみません。今、いろんなお話を伺って、今回耐候性鋼材でできるというところで、その色味というのはどう表現するのがいいのかなというのは、ちょっと気になりました。実際、色というか、耐候性鋼材の表情って安定的なものなのではないでしょうか。さびの進行具合によって、この色になりますというふうに、事例をいただければいいのかもしれないのですけれども。すみません、勉強不足で。気になりました。

○二井会長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、耐候性鋼材のほうは自由に色を決めることがやっぱり難しいと思いますので、今回は、その上に、街灯などの道路附属物についての色彩というような書き方になっています。実際には橋そのものとしては、今おっしゃられているような耐候性鋼材のほうが大きく目立ってくると思うのですがけれども、そちらの色味自体は、この色にしますというのはなかなか難しいのかなというふうに思っているのですが、このアドバイスの中では、桁の色をどういうふうにしたらいいのかとか、あるいは現地で色見本を持って決めるべきだみたいなことまでは、ちょっとアドバイスできていない。耐候性鋼材ということでそうなっております。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 分かりやすさの点で図1と図2を比べますと、図1に赤いラインが入って

いると思うのですけれども、そのようなマークを図2のほうにも入れたりして少し分かりやすくし、ここですよというのをしてもいいのかと思いました。

2つあります。もう一つが、先ほどの色見本に関しまして、景観に配慮したガイドラインのリンクを開けますと冊子が出てきまして、多分13ページに該当するのだと思います。そこには色が書いていませんけれども、詳しい説明が書いてあるので、P13というのも付け加えて、そこと補足してみて理解していただければという対応ができるのではないかと思います。

○二井会長 ありがとうございます。そうですね。ぜひページ数も書いて、そこを見ていただくようにするのがいいかなと思いますし、図2のほうにもここだよという矢印を入れていただくというのがいいかなと思いますね。

ほかは何かありますでしょうか。大体皆さんよろしいですか。

○鈴木副会長 すみません、よろしいでしょうか。

○二井会長 鈴木副会長、お願いします。

○鈴木副会長 今皆さんおっしゃったことと重なるのですが、図2が、この写真がありまして、説明が異素材の水平位置をずらしということですが、写真を見ると、桁の部分の上とはりの部分のところが位置がずれていることは分かるけれども、その上の欄干と地覆の部分が、素材が違うというところなので、水平位置がずれているところと、位置が分かりづらいというところがあるので、今カーソルで示されているところ、緑色のところが大きくずれていますよね。でも、その上とはあまりずれていないから、どこが位置がずれていて、どこが素材が違うのかというところを、写真の中で矢印をしてキャプションをつけるとか、ちょっと分かりやすくしていただいたほうがいいかなと思いました。

○二井会長 ありがとうございます。ぜひその方向で修正いただければなというふうに思います。

○鈴木副会長 ありがとうございます。

○二井会長 ありがとうございます。今幾つかアドバイスいただきました。図2については、どこがずれているのかというのを矢印だったり図示、あるいは少し画像を拡大するというようなことを工夫しながら見せるというふうな形にしてはどうかということと、それから、色味の図、質問の4のほうについては、どうしても印刷したりパソコンの状態によっては色味が必ずしも一緒になるとは限らないので、それに関する注意書きというのをしていただくということと、今リンクを張っていただいていますので、そのリン

クのページ数も示していただくと、関心のある市民の方がそこを見て、なぜそういうのが造られているのかということも理解できるということだったかなと思いますので、そういった工夫をしていただくということではいかがでしょうか。

○事務局 事務局で修正対応いたします。

○二井会長 分かりました。

それでは、以上の内容でよろしいでしょうか。

(なし)

○二井会長 では皆さん、たくさんアドバイスをいただきましてありがとうございます。

いただいたアドバイスを含めて反映したものを事務局のほうに御対応いただきたいと思います。修正したものについては、また後日共有いただけることになっていますので、よろしくをお願いします。鈴木副会長もありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了となります。御協力いただきましてありがとうございました。

事務局に進行をお返ししたいと思います。

○事務局 二井会長、ありがとうございました。

本日は、二井会長はじめ、委員の皆様には貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。ただいまいただいた御意見は、資料に反映させた上で、またお示しいと思います。

それでは、これをもちまして第67回埼玉県景観審議会を閉会といたします。本日はありがとうございました。順次御退出いただければと思います。

午後 3時10分 閉会